

経済法 第9回 05/11

担当 中川晶比兒

I 公取委による企業結合審査の手順

【別添資料の解説】「企業結合審査とは、…企業結合後の一定の取引分野における競争への影響を判断するためのプロセスである」。¹

[1] 「企業結合審査の対象となるか否かの判断」

[1-1] 企業結合規制は、「複数の企業が株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(以下「結合関係」という。)が形成・維持・強化されることにより、…一定の取引分野における競争に何らかの影響を及ぼすことに着目して規制しようとするものである」。²

※ 企業結合(株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等)によって、関係当事会社の一方が相手方当事会社の競争的な意思決定(取引価格・数量や研究開発・設備投資といった意思決定)に対して影響を与えることができるかどうか(新たな影響力の獲得があるかどうか)を見る。

※ 他者(当事会社)の競争的意思決定に対する影響が最も明白なのが合併(意思決定が一体化)。株式保有についても、対象会社に対する影響可能性を確認する。

	事前届出の対象 3	結合関係の形成・維持・強化がある場合 ⁴
株式所有会社(取得会社)の 株式発行会社(対象会社)に対する [単体での、または企業結合集団を通じた] 議決権保有比率	50%超	50%超
	20%超	20%超でかつ 議決権保有比率で単独首位

[1-2] 「したがって、複数の企業間で株式保有又は役員兼任が行われても、当該複数の企業が引き続き独立の競争単位として事業活動を行うとみられる場合…などについては、市場における競争への影響はほとんどなく」⁵、企業結合審査の対象とならない。

全ての当事会社が「同一の企業結合集団に属する場合」(2 項ただし書)や、取得会社の議決権保有比率が 10% 以下または 4 位以下のときなど。⁶

[1-3] 企業結合によって競争的意思決定に影響を受けるのは、企業結合を行う当事会社だけではない。

《具体例》損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)による(株)メッセージの株式取得:SOMPO ケアネクスト(「ワタミの介護株式会社」を完全子会社化したもの)を持つ SOMPO ホールディングスによるメッセージの子会社化(SOMPO ホールディングス 91.13%、損害保険ジャパン日本興亜株式会社 3.5%)。その後完全子会社化したのが、事前届出計画は「議決権の過半数を取得すること」。都道府県ごとの「有料老人ホーム事業」及び「サービス付き高齢者向け住宅事業」と、市区町村ごとの「訪問介護事業」、「通所介護事業」及び「居宅介護支援事業」が一定の取引分野として画定

¹ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』10 頁(商事法務、2014 年)。

² 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1(平成 16 年 5 月 31 日)

³ 独禁法第 10 条 2 項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第 16 条第 3 項。なお同施行令では国内売上高の金額も定められている。

⁴ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1 の 1(1)ア。なお、20% 以下でも当事会社間の関係を個別具体的に見て、結合関係の形成・維持・強化が認められる場合もある。同第 1 の 1(1)イ。

⁵ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1

⁶ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 1 の 1(1)イ、第 1 の 3(3)イなど。

された。

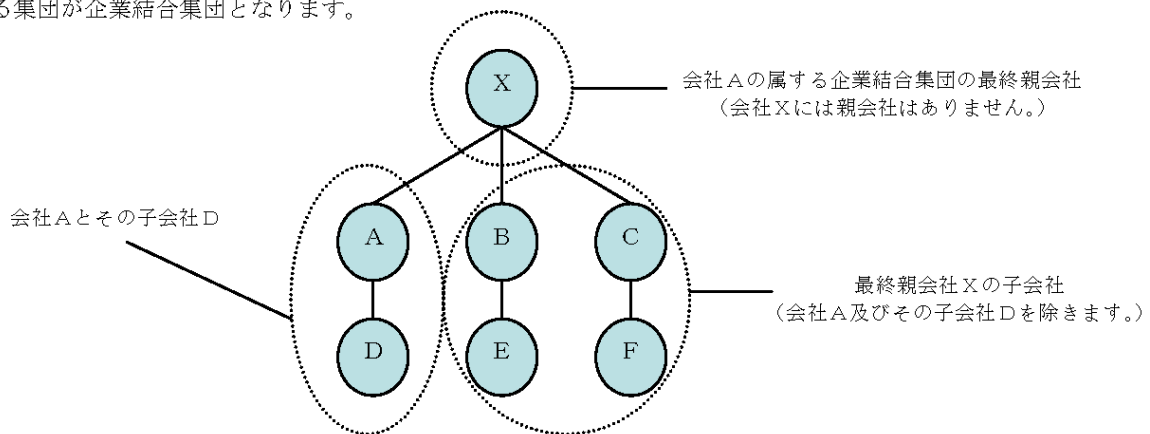
※ 企業結合ガイドラインは、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかどうかを問う主体を、「当事会社」ではなく「当事会社グループ」としている。これは、当事会社の企業結合集団に属するいずれかのグループ企業が競争に悪影響を与えるならば規制するという趣旨。⁷

【企業結合集団】「株式取得に関する計画届出書記載要領」2の※2

※2 「企業結合集団」（法第10条第2項）

企業結合集団とは、会社及び当該会社の子会社（※3）並びに当該会社の最終親会社（親会社（※4）であって他の会社の子会社でないものをいいます。）及び当該最終親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除きます。）から成る集団をいいます（概念図については会社Aを起点として考えた場合には下図のようになります。）。

ただし、当該会社に親会社がない場合には、当該会社が最終親会社となりますので、当該会社とその子会社から成る集団が企業結合集団となります。



[2] 企業結合によって、競争的意思決定に対する影響が生じる企業の探し方(当事会社及びその属するグループ企業の中から探す)

[2-1] お互いに競争関係にある企業を探す:

競争者同士の企業結合(水平型企業結合)は、「一定の取引分野における競争単位の数を減少させるので、競争に与える影響が最も直接的であり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる可能性は、…高い。」⁸

この際のシナリオとして3つ:

①《単独行動による競争の実質的制限(同質財)》「商品が同質的なものである場合、…当事会社グループの生産・販売能力が大きいのに対し、他の事業者の生産・販売能力が小さい等の事情から、当事会社グループが当該商品の価格を引き上げた場合に、他の事業者が当該商品の価格を引き上げないで売上げを拡大することや、需要者が購入先をそのような他の事業者に振り替えることができないときがある。」「このような場合には、当事会社グループが当該商品の価格等をある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るので、水平型企業結合が、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。」⁹

②《単独行動による競争の実質的制限(差別化財)》「商品がブランドで差別化されている場合において、あるブランドの商品の価格が引き上げられた場合、需要者はそれに代わるものとして他のブランドの商品を一様に購入の対象とするわけではなく、価格が引き上げられたブランドの商品の次に需要者にとって好ましい(代替性の高い)ブランドの商品が購入されることになると考えられる。」「このような場合、当事会社グループがあるブランドの商品の価格を

⁷ なお、企業結合審査で使われる「当事会社グループ」という概念は、当事会社の企業結合集団に属する全企業のうち、「当該企業結合により結合関係が形成・維持・強化されることとなるすべての会社」であって、競争的意思決定に影響のないグループ企業は除外される。

⁸ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第3の2

⁹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1(1)ア

引き上げたとしても、当事会社グループが当該商品と代替性が高いブランドの商品も販売しているときには、価格を引き上げたブランドの商品の売上げが減少しても当該商品と代替性の高いブランドの商品の売上げの増加で償うことができるので、当事会社グループ全体としては売上げを大きく減少させることなく、商品の価格を引き上げることができると考えられる。」¹⁰

③《協動的行動による競争の実質的制限》「水平型企業結合によって競争単位の数が減少することに加え、当該一定の取引分野の集中度等の市場構造、商品の特性、取引慣行等から、各事業者が互いの行動を高い確度で予測することができるようになり、協動的な行動をとることが利益となる場合がある。」「このような状況が生み出される場合には、各事業者にとって、価格を引き上げないで売上げを拡大するのではなく互いに当該商品の価格を引き上げることが利益となり、当事会社とその競争者が協動的行動をとることにより当該商品の価格等のある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るので、水平型企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。」¹¹これは、「当事会社グループとその一又は複数の競争者(以下「競争者」という。)が協動的行動をとること」¹²による弊害。

[2-2] お互いに売り手・買い手の取引関係にある企業を探す：

「メーカーとその商品の販売業者との間の合併など取引段階を異にする会社間の企業結合(垂直型企業結合)が行われると、当事会社グループ間でのみ取引することが有利になるため、事実上、他の事業者の取引の機会が奪われ、当事会社グループ間の取引部分について閉鎖性・排他性の問題が生じる場合がある。」「当事会社グループの市場シェアが大きい場合には、垂直型企業結合によって当事会社グループ間の取引部分についてこのような閉鎖性・排他性の問題が生じる結果、当事会社グループが当該商品の価格その他の条件のある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得るときがある。このような場合、垂直型企業結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。」¹³

[2-3] お互いに関連する商品・役務を扱っている企業を探す

「水平型企業結合又は垂直型企業結合のいずれにも該当しない」「混合型企業結合が行われ、当事会社グループの総合的な事業能力が増大する場合にも、市場の閉鎖性・排他性等の問題が生じるときがある。例えば、企業結合後の当事会社グループの原材料調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力等の事業能力が増大し、競争力が著しく高まり、それによって競争者が競争的な行動をとることが困難になり、市場の閉鎖性・排他性等の問題が生じるときがある。」¹⁴

《具体例》損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)による(株)メッセージの株式取得：「当事会社のうち、損保ジャパン日本興亜グループの営業地域は、訪問介護事業が全国で3地域、居宅介護支援事業も全国で3地域のみであり、これらの各地域における損保ジャパン日本興亜グループの市場シェアは約0-5%と僅少であることから、本件行為により、訪問介護事業及び居宅介護支援事業の競争において、当事会社の技術力、信用力及びブランド力等が著しく向上し総合的な事業能力が増大することはおよそ想定されず、仮にそれらが増大したとしても、…それぞれ有力な競争事業者が存在しており、同競争事業者が本件行為により、競争的な行動をとることが困難となることは見込まれない。」「また、当事会社が、本件行為のほか、相互にそれぞれの市場に参入する計画が検討されていた事実はなく、潜在的競争者の消滅はない。」

※ 以上の作業は、一定の取引分野の暫定的な特定を伴う。

¹⁰ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1(1)イ

¹¹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1(2)

¹² 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1

¹³ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第5の1(1)

¹⁴ 同上

[3] 「一定の取引分野の画定」:市場画定 (market definition/delineation) ともいう。

①「一定の取引分野は企業結合を禁止するための要件として法定されている以上、少なくとも企業結合を禁止する場合には必ず画定されなければならない。」¹⁵「当事会社グループが多岐にわたる事業を行っている場合には、それらの事業すべてについて、取引の対象となる商品の範囲及び地理的範囲をそれぞれ画定していくこととなる。」¹⁶

②シェア算定の前提

「企業結合審査では、企業結合後の当事会社グループの市場シェアには、「競争を実質的に制限することとなる」蓋然性の高さの1つの目安としての意味があり、その裏返しとして、競争者の市場シェアには、競争圧力の強さの1つの目安としての意味がある。」¹⁷「市場シェアは、原則として、「一定の取引分野における商品の販売数量…に占める各事業者の商品の販売数量の百分比」により算出されるため、…市場シェアは、一定の取引分野の画定により算出可能になる。」¹⁸

「競争を実質的に制限することとなる」か否かの判断は、「競争を実質的に制限することとなる」ことを妨げる要因(企業結合ガイドラインはこの要因のことを「競争圧力」という言葉で表現している)の分析を伴うところ、「競争圧力には多種多様なものがあるため、それらを特定して分類することなく…一斉に分析の対象とすることは、競争圧力の過大評価や過小評価につながるおそれがある。そこで、企業結合ガイドラインは、一定の取引分野の画定の段階で、競争圧力の強弱の程度や競争圧力として作用する蓋然性や即時性の観点から、競争者の市場シェアとして数値化することが適切・可能な競争圧力…とそれ以外の競争圧力…に分類し、前者の競争圧力の範囲の外縁をもって一定の取引分野として画定することとし、後者の競争圧力については…前者の競争圧力とは区別して分析の対象とすることとしている。」¹⁹

[4] HHI によるセーフハーバー基準

①企業結合後の $HHI (= \sum_{i=1}^n s_i^2)$ (ここで s_i は、全企業の市場シェアを%表示したもの) ないし企業結合後の当事会社グループの市場シェアを基準として、以下の場合には競争の実質的制限が認められない。

なお、 $\Delta HHI = (s_1 + s_2)^2 - (s_1^2 + s_2^2) = 2s_1s_2$

水平型企業結合 ²⁰	垂直型企業結合・混合型企業結合 ²¹
$HHI \leq 1500$	当事会社グループの市場シェア $\leq 10\%$
$1500 < HHI \leq 2500$ かつ $\Delta HHI \leq 250$	$HHI \leq 2500$ かつ 当事会社グループの市場シェア $\leq 25\%$
$2500 < HHI$ かつ $\Delta HHI \leq 150$	

②「市場シェアは、一定の取引分野における商品の販売数量…に占める各事業者の商品の販売数量の百分比による。ただし、当該商品にかなりの価格差がみられ、かつ、価額で供給実績等を算定するという慣行が定着していると認められる場合など、数量によることが適当でない場合には、販売金額により市場シェアを算出する。」「各事業者の生産能力シェア、輸出比率又は自己消費のウェイトについても、需要に対応して余剰生産能力、輸出分又は自己消費分を直ちに国内市場における販売に回し、その市場シェアを拡大することができる」と認められる場合があるので、必要に応じてこれらの点も考慮に入れる。」²²

※ 自家消費 vs 外販

¹⁵ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』61頁(商事法務、2014年)。

¹⁶ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第2の1

¹⁷ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』59頁(商事法務、2014年)

¹⁸ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』58頁(商事法務、2014年)

¹⁹ 同上。

²⁰ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1(3)

²¹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第5の1(3)

²² 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1(3)(注4)

[5] 競争の実質的制限の判定:

①「単独行動による競争の実質的制限についての検討」及び「協調的行動による競争の実質的制限についての検討」を行う。

②「企業結合により…当事会社が単独で又は他の会社と協調的行動をとることによって、ある程度自由に価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することができる状態が容易に現出し得るとみられる場合には、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなり、禁止される。」²³

③「単独行動による競争の実質的制限の観点からは問題とならなくても、協調的行動による競争の実質的制限の観点からは問題となる場合がある。」²⁴

[6] 「問題解消措置」

①「届出会社は、…審査期間において、いつでも、当委員会に対し、意見書又は審査に必要と考える資料の提出（問題解消措置〔企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合に、届出会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題を解消できるような措置をいう。…〕の申出を含む。）をすることができる。」²⁵

②「問題解消措置としてどのような措置が適切かは、個々の企業結合に応じて、個別具体的に検討されるべきものであるが、…事業譲渡等構造的な措置が原則であり、当事会社グループが価格等のある程度自由に左右することができないように…できるものであることが基本となる。」²⁶

II 水平型企業結合における競争の実質的制限

【単独行動による競争の実質的制限(同質財の場合)についての検討】

[1] 「当事会社グループが当該商品の価格等のある程度自由に左右することができる状態が容易に現出し得る」場合とは …下記の [1A] + [1B] が認められる場合

[1A] 企業結合後に値上げすることが、当事会社グループにとって利益となる場合

[1A-1] 「企業結合後の当事会社グループの市場シェアが大きい場合」、「企業結合後の当事会社グループの市場シェアの順位が高い場合」。²⁷

[1A-2] 「従来、当事会社間で競争が活発に行われてきたことや当事会社の行動が市場における競争を活発にしてきたことが、市場全体の価格引下げや品質・品揃えの向上などにつながってきたと認められる場合」。²⁸

※ 「当事会社グループ」とは「当該企業結合により結合関係が形成・維持・強化されることとなるすべての会社」のことを意味するとされている。従って、ここでいう「企業結合後の当事会社グループの市場シェア」は、当事会社グループに属する競争者の、企業結合前の時点におけるシェアを単純合計したものである。以下では明確化のため、「当事会社グループの合計シェア」という表現(ガイドラインでは使われていない)を用いる。

※ [1A-1]はそれ単独で十分であるが、[1A-2]は[1A-1]と共に言及される必要あり。すなわち[1A-2]は補強事情である。

²³ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第3の1(2)

²⁴ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の1

²⁵ 「企業結合審査の手続に関する対応方針」4(平成23年6月14日)

²⁶ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第6の1

²⁷ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(1)ア

²⁸ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(1)イ

[1B] 競争圧力が当事会社グループによる値上げを抑止するには十分でない

[1B-1] 競争者の供給余力が十分でない

①「当事会社グループの価格の引上げが成功しないのは、他の事業者が十分な生産・販売能力を有している場合である。」²⁹

(ア) 競争者の市場シェアが、当事会社グループの合計シェアと比べて小さい場合には、「当事会社グループが商品の価格を引き上げようとしたときに、競争者が…当事会社グループに代わって当該商品を十分供給することが容易ではない」。³⁰

(イ) また、「競争者の供給余力が十分でない場合には、企業結合後の当事会社の市場シェアと競争者の市場シェアとの格差がさほど大きくないときであっても、当該企業結合の競争に及ぼす影響が小さいとはいえないことがある。」³¹

②公取委実務では、市場シェア 10%超の競争者を「有力な競争事業者」と呼んで、その供給余力を見るのが通常。メーカーなら稼働率で判断する傾向。

[1B-2] 輸入圧力が十分でない

①当事会社グループが商品価格を引き上げた場合に、輸入品³²が2年以内に増加し、需要者が輸入品に容易に切り替えられる見込みがない。³³

②これを裏付ける事情として

輸入品が需要者のニーズ(品質、品揃え、配達頻度やサポート体制)を満たさないこと
過去に当事会社の商品価格が上昇したときに、輸入品の販売数量が伸びなかったこと
輸入に係る輸送費用が大きいこと
輸入品向けの物流・貯蔵設備等がないために輸入品の安定供給が望めないこと
海外事業者が十分な供給余力を有していないこと(現地での需要動向を含む)
関税その他の輸入障壁がある(近い将来に撤廃される見込みもない)こと

などがある。³⁴

[1B-3] 参入圧力が十分でない

①当事会社グループが商品価格を引き上げた場合に、新規参入者の商品供給が2年以内に開始され、当事会社グループが参入者に売上げを奪われる見込みがない。³⁵

②これを裏付ける事情として

参入に必要な投資規模(設備の規模、資金額)が大きいこと
成熟市場で需要拡大が見込めないため、参入する魅力がないこと
過去に効果的な参入事例がないこと
参入しても既存事業者に比べて不利な条件で競争しなければならないこと
参入規制があり、近い将来に撤廃される見込みもないこと

などがある。³⁶

²⁹ 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』104頁(商事法務、2014年)

³⁰ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(1)エ

³¹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(1)オ

³² 一定の取引分野の地理的範囲の外から供給される商品のこと。「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(2)(注6)

³³ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(2)

³⁴ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(2)①～④

³⁵ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(3)

³⁶ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(3)①～④

[1B-4] 隣接市場からの競争圧力が十分でない

一定の取引分野(地理的範囲)に隣接する市場における競争または一定の取引分野の外にある商品だが類似の効用を有する商品における競争が、当事会社グループによる値上げを抑止するほど働いていないこと。³⁷

[1B-5] 需要者からの競争圧力が十分でない

当事会社グループによる値上げを妨げるだけの交渉力を持つ大手の購入事業者がないこと³⁸

[1B-6] 効率性の主張が不十分

企業結合後に、価格低下・品質向上・新商品の提供・研究開発の効率化といった形で需要者に利益が還元されるような効率性の向上が見込まれないこと。³⁹

【単独行動による競争の実質的制限(差別化財の場合)についての検討】

[2] 「当事会社グループ全体としては売上げを大きく減少させることなく、商品の価格を引き上げることができる」場合とは …下記の [2A] + [2B] が認められる場合

[2A] 企業結合後に値上げすることが、当事会社グループにとって利益となる場合

[2A-1] 「企業結合後の当事会社グループの市場シェアが大きい場合」、「企業結合後の当事会社グループの市場シェアの順位が高い場合」。⁴⁰

[2A-2] 「商品がブランド等により差別化されている場合であって各当事会社の販売する商品間の代替性が高い場合」⁴¹

【2A-2】の説明

「例えば、女性用ハンドバッグが商品の範囲である場合に、A社、B社、C社、D社、E社という市場シェア 20%ずつを有する 5 社が存在し、A社からE社の各商品間に代替性は認められるものの、そのテイストの違い等から当該代替性の程度が異なる場合を想定する。A社とB社は比較的シックなデザインや色調、C社とD社は比較的華やかなデザインや色調、E社はナチュラルなデザインや色調を特徴としたブランドの商品を販売し、需要者にとっての代替性は、A社とB社の商品間、及びC社とD社の商品間で比較的高く、それ以外の商品間では比較的低いという場合、…ここで、A社がB社の議決権を取得し子会社化した場合と、A社がC社の議決権を取得し子会社化した場合とでは、競争に与える影響が異なる。つまり、企業結合前はA社が価格の引き上げをしようとした場合に、B社が価格を据え置けば、A社からB社に需要者は購入先を切り替える…」が、「B社がA社の子会社になると、A社の価格引き上げによって需要者がB社に購入先を切り替えたとしても、B社はA社の子会社であるため、A社は自社ブランドの損失分をB社の売上増加で賄うことができることから、A社は価格の引上げをしやすくなる(B社が価格の引上げを行う場合も同じ)。この場合において、仮にC社、D社、E社が生産能力を有していたとしても、そもそもこれらの会社の商品とA社及びB社の商品との代替性は比較的低いため、生産能力が競争に及ぼす影響は限定的である。」「一方、C社がA社の子会社となった場合には、両者の競争関係は比較的弱い上、企業結合後もA社にとってはB社、C社にとってはD社という…事業者が存在するため、当事会社グループ(A社とC社)は価格の引上げをしにくいままである。」⁴²

※ [2A-2]はデータを用いて、企業結合後に値上げが利益になるかどうかを実証的に推計する手法が開発されてい

³⁷ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(4)

³⁸ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(5)

³⁹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(7)

⁴⁰ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(1)ア

⁴¹ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4の2(1)イ

⁴² 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』105-106頁(商事法務、2014年)

る。なお、公取委は[2A-1]かつ[2A-2]を求める傾向。

[2B] 競争圧力が当事会社グループによる値上げを抑止するには十分でない

[2B-1] 値上げされたブランドの顧客にとって代替性の高いブランドを競争者が持っていない

[2B-2] 輸入圧力が十分でない

[2B-3] 参入圧力が十分でない … product repositioning の見込みがない

[2B-4] 隣接市場からの競争圧力が十分でない

[2B-5] 需要者からの競争圧力が十分でない

[2B-6] 効率性の主張が不十分

【協調的行動による競争の実質的制限についての検討】: 続く